

憲法改正国民投票法の施行延期を求める会長声明

- 1 2007（平成19）年5月14日に日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）が成立し、その施行が本年5月18日に迫っており、与党は施行期日どおりに施行する予定であると報じられている。
- 2 しかし、千葉県弁護士会は、憲法改正国民投票法には重大な問題があるとして、2005（平成17）年4月6日に当時の与党骨子案に対し慎重審議を求める意見書を発表し、2006（平成18）年8月24日に原案に対し反対の意見書を発表し、2007（平成19）年4月11日に修正案に対し反対の意見書を発表した。

その中では、主に、

① 最低投票率が設定されておらず、過半数の意義の問題

最低投票率が設定されておらず、憲法96条の「その過半数」の意義を有効投票の過半数と解している結果、ごく少数の賛成で憲法改正案が可決され、改正後の憲法の正当性に疑義が生じかねない問題

② 投票方式の問題

憲法改正案が複数の事項にわたる場合、一括で賛否の意思を表明しなければならないのか、個別に賛否の意思を表明できるのか、その基準がはっきりしない問題

③ 発議から投票までの期間が短い問題

発議後、最短で60日で国民投票を行うことができるので、国民に憲法改正案について熟慮する期間として短い問題

④ 運動規制の問題

罰則付きで運動規制の条項を設けているにもかかわらず、罰則規定の構成要件が不明確な問題

等を取り上げ反対した。

しかし、それらの問題が一切解消されないまま、憲法改正国民投票法は成立した。

- 3 憲法改正国民投票法の成立に際しては、民主党の提案を受けて参議院で18項目にわたる附帯決議が付され、千葉県弁護士会の指摘した前記①、②、④だけではなく、

⑤ 有料広告の問題

有料広告の在り方について公平性の見地から検討をすること

⑥ 投票年齢の問題

投票権者を18歳以上としたこととの関係で、民法、公職選挙法等関連諸法規に必要な検討を加えること

⑦ 投票対象の問題

国政上の重要な諸問題まで投票の対象とするのか、必要な検討を加えること等の重要な問題が検討すべき事項として掲げられた。

これら、千葉県弁護士会が指摘した問題点及び付帯決議に示された問題点は、いずれも投票制度の根幹にかかわる重要な問題を含んでおり、いずれも憲法改正国民投票を実施するためには明確にしておくことが必要不可欠な事項である。ところがこれらの点について検討が不十分なまま憲法改正国民投票法は成立したものであって、そもそもが未完ともいべき法律である。

にもかかわらず、今日までの検討状況を見るならば、民法の成人年齢との兼ね合いで成人年齢について検討がわずかにされたばかりで、前記諸問題が解消されるどころか、検討すらほとんどされていないに等しいものである。

4 憲法改正国民投票法は国民主権、民主主義の根幹にかかわる重要な法律であり、立法府が自らに附帯決議という形で課した責務を果たさないことは、立法として著しい懈怠といわざるを得ない。立法府としてまずすべきことは法律を施行することではなく、自らの責務を果たし、附帯決議に掲げられた18項目についてはもちろんのこと、千葉県弁護士会が従前から指摘してきた問題点について十二分に検討し、審議を尽くすことである。

5 このように、法案の抱える重要な諸問題についてほとんど検討すらされておらず、更に立法府として検討を怠ったまま、憲法改正国民投票法を現行のまま施行することは到底許されないものである。

そこで、憲法改正国民投票法については、少なくとも上記諸問題が解消されるまでの間、施行が延期されるべきであり、何ら問題点が解消されることなく施行することについては千葉県弁護士会として反対するものである。

平成22年4月22日

千葉県弁護士会

会長 市川 清

